

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

令和8年(2026年)7月21日(火)

開会 午前10時 閉会 午前11時15分

2 開催場所

吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

3 出席者

【委員】

会 長 石 田 和 之
委 員 原 田 誠
委 員 渡 辺 裕 美 子

副 会 長 山 口 淳
委 員 安 川 友 紀
委 員 番 田 晶 子

【市理事者】

(税務部)

税 務 部 長 中 村 大 介
市 民 税 課 長 藤 本 彰 子
資 産 税 課 長 伊 藤 和 望
市 民 税 課 主 幹 坂 野 奈 々
資 産 税 課 主 幹 小 林 祐 司
納 税 課 長 代 理 浜 本 望
納 税 課 主 幹 橋 田 直 樹
資 産 税 課 主 査 武 田 由 紀 恵

税 務 部 次 長 遠 藤 修 一
市 民 税 課 参 事 徳 野 真 大
納 税 課 長 北 川 大 輔
市 民 税 課 主 幹 藤 原 真 紗 子
資 産 税 課 主 幹 矢 野 絵 理 佳
納 税 課 主 幹 田 毎 祐 三
資 産 税 課 主 査 妹 尾 圭 祐

(福祉部)

高 齢 福 祉 室 長 竹 本 和 倫

(環境部)

環 境 政 策 室 参 事 小 山 修 平

(事務局)

市 民 税 課 長 代 理 岡 美 樹
市 民 税 課 主 任 山 内 尚

市 民 税 課 主 査 佐 竹 由 佳
市 民 税 課 係 員 本 田 愛 莉

4 欠席者

【委員】

委 員 生 月 圭 太 郎

5 傍聴者

なし

6 配付資料

(1) 吹田市市税審議会 会議次第（事前送付）

(2) 市税審議会資料（事前送付）

資料1 再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて

資料1-1 太陽光発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

資料1-2 風力発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

資料1-3 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正内容

資料1-4 ペロブスカイト太陽電池の写真

資料2 バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置の創設について

資料2-1 バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に関する改正内容

資料2-2 新バリアフリー税制のイメージ（令和8年度から）

資料3 令和8年度税制改正について（吹田市に影響のある主な項目）

資料4 令和5年度～令和9年度 市税の推移

資料5 市税納付手段の推移

資料6 原動機付自転車のご当地ナンバープレートについて

資料7 市民税の納付を案内する不審なメールに対して注意喚起を行いました（報告）

(3) 委員名簿（当日配付）

(4) 令和8年7月21日 吹田市市税審議会出席者一覧（当日配付）

(5) 配席図（当日配付）

7 会議内容（発言要旨）

(1) 委員紹介、事務局紹介

(2) 会長、副会長の選任

石田和之委員が会長に、山口淳委員が副会長に選任された。

(3) 諮問

ア 再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(ア) 風力発電及びペロブスカイト太陽電池の適用判断について

委員：吹田市には市街化調整区域や十分な風量がないため、陸上風力発電が参酌基準どおりとなるのは妥当という判断か。

理事者：風力発電については採算ライン（地上 100m で年平均風速 6m/s 以上）に達する地域が市内に存在せず、事業として成り立たない。そのため参酌基準とすることは妥当と判断した。

委員：ペロブスカイト太陽電池は市として推進すべき環境政策とも親和性が高いが、優遇措置を講じず参酌基準どおりとする環境部の考えは何か。

理事者：ペロブスカイト太陽電池については国策として推進されていることは認識しているが、現在は実証実験段階であり、一般住宅設備等として流通普及していない。市内での導入実績も確認できておらず、独自基準（優遇等）を設けるための具体的な根拠や税収影響の算定材料がない。したがって、現段階では国の参酌基準に従うことが妥当と判断している。

(イ) 特例割合の変更及び税制上の手続きについて

委員：今後、実用化が進んだ際に特例割合を変更する場合、どのような手続きが必要か。年単位での変更作業になるのか。

理事者：適用割合を一度定めた場合でも、今後の状況変化に応じて変更を検討することは可能である。

委員：審議会及び市議会へ再度諮る手続きを踏めば変更できる認識でよいか。

理事者：その認識で相違ない。

(ウ) ペロブスカイト太陽電池の廃棄問題に関する要望

委員：ペロブスカイト太陽電池は国内で原材料調達ができる等のメリットがある一方、耐用年数や将来的な廃棄処理の問題を注視する必要がある。導入普及推進にあたっては、最終処分や国の動向まで見据えた対応を求めたい。（※要望のため回答は求めない）

イ バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置の創設について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(ア) 制度改正に伴う対象要件の変化及び縮小について

委員：改正前と改正後を比較すると、今後は国の交付金等を受けた特定建築物に限定され、現状本市で想定される対象はないとのことだが、改正前は国の補助金の有無に関わらず「劇場音楽堂等」であれば適用できる制度だったのか。実質的に制度が縮小されたという認識でよいのか。

理事者：改正前は補助金の有無は要件ではなく、対象建物は「劇場音楽堂等」に限定されていた。改正後は、対象が「特別特定建築物（小規模な店舗商店事務所、駅等の全ての建造物）」まで拡大された一方、「市が独自の補助制度を創設し、その補助金を受けている建物であること」が新たな適用要件として追加された。

質疑応答の後、採決した結果、全会一致で諮問案どおりとすることが適当と認められ、答申されることになった。

(4) 報告

ア 資料3から資料7について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(ア) 納付手段拡大に伴う市の手数料負担について（資料5 市税納付手段の推移）

委員：納付手段が増えて納税者の利便性は向上しているが、これに伴い市が負担する種手数料等の費用状況はどうなっているか。

理事者：地方税共通納税システム等を利用して納付された場合、納税者（市民）の手数料負担はないが、市側の負担金（システム利用に伴う各種手数料）として、1件あたり数十円程度の費用が発生している。

(5) その他

事務局から、議事概要の公開等の事務的な報告を行った。